

金融庁告示第七十六号

顧客区分管理信託について保有できる有価証券及び預金をすることができ金融機関等を指定する件（平成二十一年金融庁告示第三十五号）は、平成二十二年四月一日をもって廃止する。

平成二十一年十二月二十八日

金融庁長官 三國谷 勝範